

新潟商工会議所

グループ取引信用保険制度のご案内

取引先の倒産に備えはできていますか？

債権保全の切り札！ グループ取引信用保険

「売上債権管理の強化」や「取引先倒産リスクの回避」への関心が高まる中、新潟商工会議所は、伊藤忠商事株式会社と業務提携し、会員企業向けに取引先の倒産等による売上債権の回収不能リスクを担保する制度として**グループ取引信用保険制度**を導入しています。会員の皆様の取引先倒産リスクに対応する手段としてご活用下さい。

本制度は、従来の取引信用保険では考えられなかった「**保険会社のシンジケート化**」並びに「**会員企業様をグループ化**」する概念を初めて具体的に導入しています。

グループ取引信用保険制度の特徴

◆売上債権を有する商工会議所会員を複数社まとめて制度構築しています。

グループ取引信用保険制度を活用するメリット

与信管理

会員企業様の独自の審査・管理機能に加えて、保険会社による二重のチェックをかけることにより、「**与信管理体制の強化、充実**」を図ることができます。

リスクマネジメント

将来における不測の貸倒れ損失をカバーすることにより「**利益の平準化**」を図ることができます。

リスクアセットの圧縮

売上債権の回収不能リスクが低減されます。

貸倒れ損失の早期回収

万一貸倒れが発生した場合、回収に時間を要するばかりでなく、当面の資金繰りに大きな穴が空くこととなりますが、本保険により、確実・早期にその穴を埋めることが可能となります。

グループ取引信用保険の概要

1. 保険の内容

加入会員様の取引先が支払債務を履行しないことによって、加入会員様が被る損害に対して保険金を支払うものです。つまり、**取引先の倒産などによる売上債権の回収不能をカバー**します。

2. 対象となる債権

商品引渡日から支払期日までの期間が1年を超えない決済条件で、且つ、保険期間中に発生した債権となります。（上記期間を超える決済条件の場合は対象外となります。）

3. 対象取引先

制度ご加入時に予め対象となる取引先を登録いただきます。但し継続的にお取引があり、選定には客観的な基準による包括性があることが前提です。特定の取引先に限定したお引受はできません。**（15社以上の対象取引先を登録していただきます。）**

※会員様の会社規模により対象取引先を10社以上とすることができます。

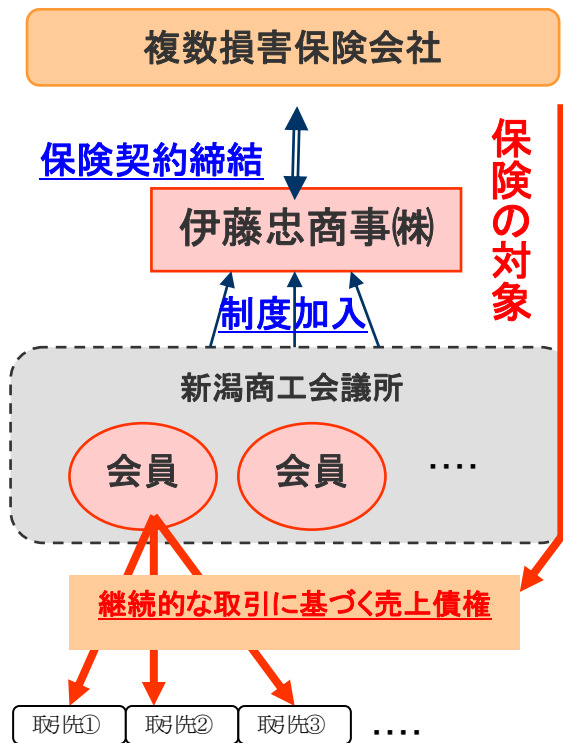
4. 支払限度額

各対象取引先毎に予め支払限度額を設定（1社4,500万限度）

致します。先ず貴社の各取引先への債権残高を提出いただき、個別に審査の上、引受支払限度額を設定致します。また保険証券総支払限度額も別途設定致します。

5. 支払保険金

実際のお支払保険金は、**【損害額×95%（縮小支払割合）】**と上記4で設定する限度額のどちらか低い額となります。



グループ取引信用保険制度 問合せシート

- 本保険についてお問合せされたい場合、お手数ですが本票に必要事項を記入して FAX して下さい。
- 本問合せシートを使用せず、直接お電話していただいてももちろん結構です。
- お問合せの宛先は以下の 2 つからお選び下さい。下記の [] 欄には該当する欄に○印をつけて下さい。

※ 新潟商工会議所が会員様向けの事業として、伊藤忠商事株式会社と業務提携して運営しているグループ取引信用保険制度の仕組みに関するお問合せについては、新潟商工会議所にお問合せ下さい。(保険会社や保険代理店にお問合せされる前に確認されたい基本的なご質問や、ご加入を決めかねておられる商工会議所会員様のご相談にも応じます。)

※ 本保険制度へのご加入についてのご質問等については、伊藤忠オリコ保険サービス㈱にお問合せ下さい。

[宛先]

To[]	新潟商工会議所	経営相談課	＜制度に関する質問＞	FAX025-290-4421
To[]	伊藤忠オリコ保険サービス	営業企画第1部 担当:中土	＜ご加入お問合せ＞	FAX:03-3497-8588

*以下の通り、問合せをします。

- () 問合せたいことがあるので、電話がほしい
- () 下記の点を問合せたいので、回答してほしい
- () その他 (下欄に内容をご記入下さい。)

【ご記入欄】

貴社名 _____ 所在地 〒 _____

所 属 _____ 役職名 _____ お名前 _____

T E L _____ F A X _____

業種・取扱品等 _____

業態 (該当するものを○で囲って下さい。複数回答可) 製造・卸・小売・サービス・その他 ()

新潟商工会議所、伊藤忠商事㈱、伊藤忠オリコ保険サービス㈱は、ご記入いただいた個人情報「グループ取引信用保険制度」のご加入についてのご案内のみに使用致します。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット・提案書をご覧ください。

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は右記のとおりです。

《引受保険会社》

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)	引受割合 40.0%
株式会社損害保険ジャパン	20.0%
あいおいニッセイ同和損害保険会社	17.0%
日本興亜損害株式会社	10.0%
コファスジャパン信用保険会社	10.0%
AIU 保険会社	3.0%

《取扱代理店》

伊藤忠商事株式会社

〒107-8077 東京都港区北青山2丁目5-1
TEL:03-3497-7895 / FAX:03-3497-7880

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 営業企画第1部

〒107-0061 東京都港区北青山2-5-1 伊藤忠ビル
TEL:03-3497-8502 / FAX:03-3497-8588

《お問合せ先》

新潟商工会議所 経営相談課

〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7F
TEL:025-290-4411 / FAX:025-290-4421

作成年月：2011年9月9日 B11-101525
使用期限：2012/09/09